

空き家とセットなら 小さな農地でも 取得できます！

～田舎暮らしで土とのふれあいを～

▶ 対象の方

市外からの転入、又は市内で転居の方が対象です。

※2019年7月29日から転居の方も対象となりました。

▶ 小さな農地でも取得できます

農地を取得する場合、40アール（4,000㎡）以上耕作する必要がありますが、条件により1㎡まで引き下げます。

（農地法3条の下限面積を引き下げます。）

◆**余裕をもって、事前にご相談ください。**



<対象の方>

- ☞ 空き家と同時（又は1年以内）に付随農地を取得の方
- ☞ 空き家に住民票を移し、日常の社会生活の拠点とする方
- ☞ その他農地法3条の権利取得許可の要件を満たす方

<対象農地>

- ☞ 農業振興地域内
- ☞ 原則、空き家と同じ大字
- ☞ 継続して耕作できる面積
- ☞ 原則、遊休農地
- ☞ 周辺地域の農地の利用の確保に支障がない農地

【お問い合わせ先】

◆ 農地のこと

豊岡市農業委員会事務局

0796-21-9021

◆ 移住定住のこと

豊岡市環境経済課

定住促進係

0796-21-9096